

那覇市公報

第 1 5 1 6 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

規 則

- 那覇市建設管理部及び都市計画部指定管理者選定委員会規則の一部を改正する規則 (建設企画課) 910

告 示

- 個人情報目的外利用等届出書の公表について (総務課) 911
- 個人情報目的外利用等届出書の公表について (総務課) 913
- 個人情報目的外利用等届出書の公表について (総務課) 917
- 平成 2 1 年 (2 0 0 9 年) 1 1 月那覇市議会臨時会の招集について (総務課) 920
- 那覇市国際親善栄誉賞の表彰について (秘書広報課) 920
- 平成 2 1 年 (2 0 0 9 年) 1 1 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について (総務課) 921
- 平成 2 1 年 (2 0 0 9 年) 1 2 月那覇市議会定例会の招集について (総務課) 921

公 告

- 平成 2 2 年度那覇市発注建設工事等の競争入札参加資格審査申請の受付について (契約検査室) 922

上下水道局告示

- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について (上下水道局給排水設備課) 923

正 誤

- 那覇市公報号外第 699 号の正誤・・・・・・・・・・・・・・・・ 923
- 那覇市公報第 1508 号の正誤・・・・・・・・・・・・・・・・ 924

規 則

那覇市規則第48号

平成21年12月 1 日

那覇市建設管理部及び都市計画部指定管理者選定委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市建設管理部及び都市計画部指定管理者選定委員会規則の一部を改正する規則

那覇市建設管理部及び都市計画部指定管理者選定委員会規則(平成17年那覇市規則第46号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(任期) 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。	(任期) 第4条 委員の任期は、2年 <u>以内</u> とする。 ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

那覇市告示第 1 2 3 号

平成 2 1 年 1 1 月 1 0 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志



第10号様式 (第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成21年11月 5日

那覇市長 様

那覇市消防本部
消防長 宮 平 智 印

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	消防本部 警防課 電話 867-0911 内線671-1314
業 務 の 名 称	救助活動報告書(写し)4件、救急活動記録票(写し)1件
利 用 等 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利 用 又 は 提 供 す る 年 月 日	平成21年11月 5日
目 的 外 利 用 等 を する 個 人 情 報 の 内 容	1 平成21年10月24日午後6時14分に覚知し出動した際の、救助活動報告書(第5号様式)4件、及び救急活動記録票の写し1件 (1) 活動内容 (2) 現場状況 (3) 関係者の氏名
目 的 外 利 用 等 を する 理 由	刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく捜査関係事項照会書に対し、那覇市個人情報保護条例第9条第1項第2号の規定に基づき外部提供するものである。
新 た な 利 用 課 又 は 提 供 先	沖縄県那覇警察署 司法警察員 警視正 当間 嗣邦 担当者 交通捜査課 比嘉 一夫
所 管 部 課	消防本部 警防課 電話(直通)867-0911 内線(671-1317)

那覇市告示第 1 2 4 号

平成 2 1 年 1 1 月 1 0 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

第 10 号様式

個人情報目的外利用等届出書

平成21年10月29日

那覇市長 翁長雄志 様

那覇市上下水道事業管理者
 上下水道局長 松本 親
 (公 印 省 略)

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出します。

届出担当課	那覇市上下水道局 総務課 電話：941-7801(207)
業務の名称	給水契約等に関する業務
利用等の区分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成21年10月29日
提供する個人情報の 内 容	○ 所在地：沖縄県那覇市辻 [REDACTED] ○ 店舗名： [REDACTED] 上記に関すること1～6について 1. 契約年月日 2. 契約者住所、氏名、生年月日、連絡先 3. 料金支払人 4. 料金支払方法 5. 料金請求書等の送付先 6. その他参考事項
目的外利用等 をする理由	捜査事項（請求根拠：刑事訴訟法第197条第2項）
新たな利用課 又は提供先	沖縄県那覇警察署 司法警察員 警視正 当真 嗣邦
所 管 課	那覇市上下水道局 料金課業務係 電話 098-941-7804 (内) 243

第 10 号様式

個人情報目的外利用等届出書

平成21年10月29日

那覇市長 翁長雄志 様

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松本 親
(公 印 省 略)

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出します。

届出担当課	那覇市上下水道局 総務課 電話：941-7801(207)
業務の名称	給水契約等に関する業務
利用等の区分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成21年10月29日
提供する個人情報 の 内 容	○ 所在地：沖縄県那覇市松山 [REDACTED] ○ 店舗名： [REDACTED] 若しくは [REDACTED] 上記に関すること1～6について 1. 契約年月日 2. 契約者住所、氏名、生年月日、連絡先 3. 料金支払人 4. 料金支払い方法（支払い方法、使用金融機関、口座番号、 口座名義人） 5. 料金請求書等の送付先 6. その他参考事項
目的外利用等 をする理由	捜査事項（請求根拠：刑事訴訟法第197条第2項）
新たな利用課 又は提供先	沖縄県那覇警察署 司法警察員 警視正 当真 嗣邦
所 管 課	那覇市上下水道局 料金課業務係 電話 098-941-7804 (内) 243

第 10 号様式

個人情報目的外利用等届出書

平成21年10月29日

那覇市長 翁長雄志 様

那覇市上下水道事業管理者
 上下水道局長 松本 親
 (公 印 省 略)

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出します。

届出担当課	那覇市上下水道局 総務課 電話：941-7801(207)
業務の名称	給水契約等に関する業務
利用等の区分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成21年10月29日
提供する個人情報 の 内 容	○ 所在地：沖縄県那覇市辻 [REDACTED] ○ 店舗名： [REDACTED] 上記に関すること1～6について 1. 契約年月日 2. 契約者住所、氏名、生年月日、連絡先 3. 料金支払人 4. 料金支払方法 5. 料金請求書等の送付先 6. その他参考事項
目的外利用等 をする理由	捜査事項（請求根拠：刑事訴訟法第197条第2項）
新たな利用課 又は提供先	沖縄県那覇警察署 司法警察員 警視正 当真 嗣邦
所 管 課	那覇市上下水道局 料金課業務係 電話 098-941-7804 (内) 243

那覇市告示第 1 2 6 号

平成 2 1 年 1 1 月 1 6 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

第 10 号様式

個人情報目的外利用等届出書

平成21年11月13日

那覇市長 翁長雄志 様

那覇市上下水道事業管理者
 上下水道局長 松本 親
 (公 印 省 略)

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出します。

届出担当課	那覇市上下水道局 総務課 電話：941-7801(207)
業務の名称	給水契約等に関する業務
利用等の区分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成21年11月13日
提供する個人情報の 内 容	○ 住 所：沖縄県那覇市安謝 [REDACTED] ○ 氏 名： [REDACTED] 上記に関すること1～6について 1. 契約年月日 2. 契約者住所、氏名、生年月日、連絡先 3. 料金支払人 4. 料金支払い方法 5. 料金請求書等の送付先 6. その他参考事項
目的外利用等 をする理由	捜査事項（請求根拠：刑事訴訟法第197条第2項）
新たな利用課 又は提供先	沖縄県那覇警察署 司法警察員 警視正 当真 嗣邦
所 管 課	那覇市上下水道局 料金課業務係 電話 098-941-7804 (内) 243

第 10 号様式

個人情報目的外利用等届出書

平成21年11月13日

那覇市長 翁長雄志 様

那覇市上下水道事業管理者
 上下水道局長 松本 親
 (公 印 省 略)

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出します。

届 出 担 当 課	那覇市上下水道局 総務課 電話：941-7801(207)
業 務 の 名 称	給水契約等に関する業務
利用等の区分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成21年11月13日
提供する個人情報 の 内 容	○ 住 所：沖縄県那覇市松山 [REDACTED] ○ 氏 名： [REDACTED] 上記に関すること1～6について 1. 契約年月日 2. 契約者住所、氏名、生年月日、連絡先 3. 料金支払人 4. 料金支払い方法 5. 料金請求書等の送付先 6. その他参考事項
目的外利用等 をする理由	捜査事項（請求根拠：刑事訴訟法第197条第2項）
新たな利用課 又は提供先	沖縄県那覇警察署 司法警察員 警視正 当真 嗣邦
所 管 課	那覇市上下水道局 料金課業務係 電話 098-941-7804 (内) 243

那覇市告示第 1 2 7 号

平成 2 1 年 1 1 月 1 8 日

掲 示 済

平成 2 1 年 (2 0 0 9 年) 1 1 月那覇市議会臨時会の招集について

平成 2 1 年 (2 0 0 9 年) 1 1 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 招集の日 平成 2 1 年 1 1 月 2 5 日 (水)
- 2 招集の場所 那覇市議会議場
- 3 付議事件名
 - (1) 那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - (2) 那覇市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
 - (3) 専決処分の報告について (那覇市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定)
 - (4) 専決処分の報告について (車両物損事故)

那覇市告示第 1 2 8 号

平成 2 1 年 1 1 月 2 4 日

掲 示 済

那覇市国際親善栄誉賞の表彰について

那覇市民栄誉賞表彰規則第 6 条の規定に基づき、次の者に那覇市国際親善栄誉賞を贈り、表彰したので、同規則第 5 条第 1 項の規定により公示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

登録番号 2 号

氏名 蔡雪泥

生年月日 1 9 3 5 年 1 0 月 1 7 日

現住所 中華民国台北市中山区民権西路 4 8 号 5 階

功績概要 長年にわたり中琉文化経済協会及び中琉婦女交流協会の理事長を務めるなど、本市及び沖縄県と台湾間の教育、経済、観光、文化等の様々な面での国際交流・国際親善に大きく貢献。

那覇市告示第 1 2 9 号

平成 2 1 年 1 1 月 2 4 日

掲 示 済

平成 2 1 年 (2 0 0 9 年) 1 1 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について

平成 2 1 年 (2 0 0 9 年) 1 1 月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長 翁 長 雄 志

付議事件名

- 1 米兵車両によるひき逃げ死亡事件に対する意見書
 - 2 米兵車両によるひき逃げ死亡事件に対する抗議決議
 - 3 委員会への付託陳情
- (1) 平成 2 1 年度通常総会における決議事項について
(2) 大名小学校改築に伴う大名児童クラブの設置について
(3) 保育所老朽化に伴う施設整備について

那覇市告示第 1 3 0 号

平成 2 1 年 1 1 月 2 4 日

掲 示 済

平成 2 1 年 (2 0 0 9 年) 1 2 月那覇市議会定例会の招集について

平成 2 1 年 (2 0 0 9 年) 1 2 月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 招集の日 平成 2 1 年 1 2 月 1 日 (火)
- 2 招集の場所 那覇市議会議場

公 告

那覇市公告第 1 3 5 号

平成 2 1 年 1 2 月 1 日

平成 2 2 年度那覇市発注建設工事等の競争入札参加資格審査申請の受付について

平成 2 2 年度那覇市発注建設工事等の競争入札参加資格審査申請の受付を次のとおり行います。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
 - (2) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、その事実があった後 2 年を経過していること。
 - (3) 建設工事については、建設業法第 3 条に規定する建設業の許可を受けている者であること。また、建設業法第 2 7 条の 2 3 に規定する経営事項審査を受けている者であること。
- 2 申請書 (本市様式) 及び提出要領の配布期間
平成 2 1 年 1 2 月 1 5 日 (火) ~ 平成 2 2 年 1 月 1 5 日 (金)
- 3 受付期間
平成 2 2 年 1 月 4 日 (月) ~ 平成 2 2 年 1 月 2 9 日 (金)
午前 9 時 ~ 午前 1 1 時 3 0 分、午後 1 時 ~ 午後 4 時 3 0 分
(ただし土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)
- 4 配布場所及び受付場所
都市計画部契約検査室 (那覇市銘苅庁舎 5 階)
受付は全て持参の上面談審査になります。
(郵送による受付はいたしません。)
- 5 提出書類
競争入札参加資格審査申請書の提出要領による。
- 6 問い合わせ先
都市計画部契約検査室契約 G
電話番号 直通 0 9 8 - 9 5 1 - 3 2 5 3

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 2 9 号

平成 2 1 年 1 1 月 1 0 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事業者	事業所の所在地	代表者	指定年月日
3 8 2	大屋設備	沖縄市安慶田 2 丁目 19-24 2F	安里 進	平成 21 年 10 月 26 日

正 誤

○ 那覇市公報号外第 699 号の正誤

2009(平成 21)年 3 月 31 日付け那覇市公報号外第 699 号の那覇市条例第 13 号について、次のとおり訂正する。

ページ	訂正箇所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
1323	上から 10 行目	令第 39 条第 1 条第 1 号イ	令第 39 条第 1 項第 1 号イ
1323	上から 22 行目	令第 39 条第 1 条第 1 項第 1 号イ	令第 39 条第 1 項第 1 号イ

2009(平成 21)年 3 月 31 日付け那覇市公報号外第 699 号の那覇市規則第 3 号について、次のとおり訂正する。

ページ	訂正箇所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
1330	下から 9 行目	就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励について国の援助に関する法律	就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律

○那覇市公報第 1508 号の正誤

2009（平成 21）年 8 月 3 日付け那覇市公報第 1508 号の那覇市教育委員会規則第 14 号について、次のとおり訂正する。

ページ	訂正箇所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
555	下から13行目	、350番地～1351番地	、1350番地～1351番地
556	上から10行目 及び11行目	、992番地、941番地～942 番地、950番地、959番地～ 985番地、990番地、9921346 番地～1349番地	、992番地～993番地、1000 番地、1012番地、1017番地 ～1024番地、1027番地、1346 番地～1349番地
557	下から12行目	、350番地～1351番地	、1350番地～1351番地
558	上から10行目 及び11行目	、992番地、941番地～942 番地、950番地、959番地～ 985番地、990番地、9921346 番地～1349番地	、992番地～993番地、1000 番地、1012番地、1017番地 ～1024番地、1027番地、1346 番地～1349番地